

国 水 下 事 第 8 0 号
平成 2 7 年 1 1 月 1 9 日

各 地 方 整 備 局 長
北 海 道 開 発 局 長 経 由
沖 縄 総 合 事 務 局 長

都 道 府 県 知 事 殿
政 令 指 定 市 長 殿

国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 長

下 水 道 法 に 基 づ く 事 業 計 画 の 運 用 に つ い て

平成 27 年 5 月 20 日に公布された下水道法（以下「法」という。）の改正に伴い、法第 4 条又は第 25 条の 11 に基づく事業計画の運用について下記のとおり定めるので遺漏のないように取り計らわれたい。都道府県におかれましては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方よろしく願いたいいたします。

記

1. 事業計画の策定に当たって留意すべき事項

(1) 水処理施設関係

① 計画放流水質と処理方法

水処理施設の構造は、下水道法施行令（以下「令」という。）第 5 条の 5 第 1 項第 2 号に基づき同号の表の上欄に掲げる計画放流水質の区分に応じてそれぞれ同号の表の下欄に掲げる方法又は当該方法と同程度以上に下水を処理することができる方法により下水を処理する構造とする必要がある。

この際、同号の表の下欄に掲げる方法以外の方法については、該当する区分を次のとおりとする。

イ 【別添 1】の整理に基づく【別表 1】に記載する方法については、記載方法ごとに記載する区分に該当するものとする。

また、今後別途通知する方法により評価を得た方法については、順次、【別表 1】に追加するものとする。

ロ 【別表 1】に掲載した方法以外の方法については、【別添 2】のとおりとする。なお、令第 5 条の 5 第 1 項第 2 号の表に掲げる方法及び【別表 1】に掲げる方法を別の区分の方法として採用する場合も同様の扱いとする。

これらを踏まえて、事業計画に計画放流水質に応じて適切な処理方法が定められている必要がある。

② その他

水処理施設の構造は、令第 5 条の 5 第 1 項第 1 号に基づき、水素イオン濃度、大腸菌群数、浮遊物質の各項目についてそれぞれ令第 6 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる放流水質基準に適合するよう下水を処理する性能を有する構造とする必要がある。このため、必要な処理施設が選定されていること及び放流水の水質が当該基準に適合していることがわかるよう事業計画に記載することとする。

(2) 合流式下水道の改善

① 構造基準と事業計画

(ア) 令第 5 条の 4 第 1 号に基づき、雨水吐については適切な高さの堰の設置その他の措置が講ぜられていることが必要であるが、汚濁負荷量の削減目標は、合流式下水道の改善に係る全体計画における年間総流出 BOD 負荷量が当該合流式下水道を分流式に置き換えた時と同程度以下になるよう留意されたい。

(イ) 令第 5 条の 4 第 2 号に基づき、雨水吐についてきょう雑物の流出を最小限度のものとするためにスクリーンの設置等の措置を講じる必要があるため、措置内容について事業計画に記載することとする。

2. 事業計画段階で確認が必要な事項

(1) 令第 5 条の 4 関係

① 第 1 号関係

雨水吐に適切な高さの堰を設置するなどの措置が講ぜられているかどうかについて確認する。

なお、当該措置は、合流式下水道から排出される汚濁負荷量を削減することを目的とするものであるが、汚濁負荷量の削減は堰の構造のほか遮集管渠や処理場の構造等合流式下水道の構造全体で対策を図るものであるため、合流式下水道全体から排出される汚濁負荷量の総量及び放流水の総量を持って確認することとする。また、この際、合流式下水道の改善の趣旨を踏まえ、合流式下水道から排出される全体計画の年間総流出 BOD 負荷量が当該合流式下水道を分流式下水道に置き換えた場合と同程度以下になっていること

を確認する。

② 第2号関係

雨水吐にスクリーンを設置するなどの措置が講ぜられているかどうかを確認する。

(2) 令第5条の5第1項第1号関係

① 水素イオン濃度 (pH)

特定事業場等から大量の酸、アルカリ廃水等を受け入れる場合については、必要に応じてpH5.8~8.6を満足するのに必要なpH調整施設等が事業計画に位置付けられていることを確認する。

② 大腸菌群数

処理水に含まれる大腸菌群数が1cm³中3,000個以下を満足するために必要な能力を有する消毒施設等が事業計画に位置付けられていることを確認する。

③ 浮遊物質量

令第5条の5第1項第2号の表に掲げる方法及び別表1に掲げる方法以外の処理方法を採用する場合については、以下の考え方により、浮遊物質量が40mg/l以下を満足する構造となっているかを確認する。

・処理工程全体での除去率から、放流水の水質の技術上の基準を満たすかどうかを確認する。

※AとBの2つの処理工程で浮遊物質が除去される場合の処理工程全体での除去率

$$(\text{処理工程全体での除去率}) = (\text{除去率A}) \times (\text{除去率B})$$

除去率A (B) : 処理工程A (B) での除去率

(3) 令第5条の5第2項関係

下水道法施行規則 (以下「規則」という。) 第4条の2各号の規定及び「下水道法施行令の一部を改正する政令等の施行について」(平成16年3月29日付け国都下企第74号) に基づき、計画放流水質が科学的な方法を用いて算出されていることを確認する。

また、計画放流水質に対応した処理方法が選定されていることを確認する。

3. 公共下水道の事業計画について

(1) 環境大臣への意見聴取又は通知のために必要な書類

法第4条第2項 (同条第6項において準用する場合を含む。) 及び令第4条の2に基づき国土交通大臣が事業計画の協議を受けた場合又は法第4条第4項 (同条第6項において準用する場合を含む。) に基づき国土交通大臣

が事業計画の届出を受けた場合には、令第5条に定める場合を除き、国土交通大臣は、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見を聴き、又は当該届出の内容を環境大臣に通知することになっているので、公共下水道の管理者は、事業計画の協議又は届出を行うに当たっては事業計画及び下水道計画一般図の写しを一部添付すること。

(2) 事業計画の作成

① 予定処理区域調書

雨水公共下水道については、規則第4条柱書きの別記様式第2第1表の予定処理区域調書において、「摘要」の欄に「雨水公共下水道」と記載することとする。

② 管渠調書

規則第4条柱書きの別記様式第2第3表及び別記様式第3第3表の管渠調書は、次のとおりとする。

イ 同一の断面形状を有する管渠については、「主要な管渠の内り寸法」の欄に、処理区又は処理分区（以下「処理区等」という。）ごとに、当該処理区等における主要な管渠の最大内り寸法と最小内り寸法を記載し、同表「延長」の欄に、当該処理区等における主要な管渠の総延長を記載することも可能とする。なお、最大内り寸法及び最小内り寸法は同一の断面形状の管渠において最大の断面積及び最小の断面積を有するものの寸法とする。

ロ 「点検箇所の数」の欄は、主要な管渠における令第5条の12第1項第3号に基づく点検を行うためのマンホールの数を記載することとする。

③ 下水道計画一般図

規則第4条第1号の下水道計画一般図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺5万分の1以上の地形図とする。

イ 市区町村名及びその境界線

ロ 予定処理区域の境界線並びに処理区、処理分区又は排水区域の境界線及び名称

ハ 雨水の流入する区域の境界線

ニ 主要な管渠のうち骨格となる管渠の位置及び名称、吐口の位置並びに下水の放流先の名称

ホ 処理施設（流域関連公共下水道にあつては流域下水道との接続点）及びポンプ施設の位置及び名称

ヘ 流域関連公共下水道にあつては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道のうち、当該流域関連公共下水道から流入する下水を排除する排水施設及びポンプ施設並びに処理施設の位置並びに名称

- ト 市街化区域(市街化区域を定めていない場合にあつては既成市街地及び市街化が予想される区域とする。)の境界線
- チ 放流水の影響があると推定される水域につき水質環境基準が定められている場合には、当該水質環境基準の類型、類型指定区間の範囲並びに水質基準点の位置及び名称
- リ 当該水域の利水の状況(利水地点等)
- ヌ 既に設置された公共下水道により下水の排除が可能である区域の境界線
- ル 方位、縮尺及び凡例

④ 主要な管渠の平面図

規則第4条第2号の主要な管渠の平面図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺5千分の1以上の平面図とする。

- イ 市区町村名及びその境界線
- ロ 雨水の流入する区域の境界線
- ハ 予定処理区域の境界線並びに処理区、処理分区又は排水区の境界線及び名称
- ニ 等高線
- ホ 主要な管渠の位置、形状、内のり寸法、勾配、縦断面図との対照番号及び区間距離並びに下水の流れの方向
- ヘ 令第5条の12第1項第3号に基づく点検を行うためのマンホールの位置
- ト 主要な管渠を補完する貯留施設の位置、形状、能力、当該貯留施設への下水の流れの方向及び貯留施設からの下水の流れの方向
- チ 主要な管渠の排水区画割
- リ 吐口の位置及び名称並びに下水の放流先の名称
- ヌ 処理施設及びポンプ施設の敷地境界線及び名称
- ル 予定処理区域内の主な道路、河川、鉄道等の位置及び名称
- ヲ 流域関連公共下水道にあつては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道のうち当該流域関連公共下水道から流入する下水を排除する管渠の位置、形状、内のり寸法及び区間距離、下水の流れの方向
- ワ 既設の管渠の位置及び既設の管渠により下水の排除が可能である区域の境界線
- カ 方位、縮尺及び凡例

⑤ 主要な管渠の縦断面図

規則第4条第2号の主要な管渠の縦断面図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺縦2百分の1以上、横5千分の1以上の縦断面図とする。

- イ 主要な管渠の位置、形状、内のり寸法、勾配、平面図との対照番号、

区間距離、追加距離、管渠底高及び土かぶり

- ロ 地盤面の位置及び地盤高
- ハ マンホールの位置
- ニ 流入管渠の位置、形状、内のり寸法、管渠底高及び番号
- ホ 下水の放流先の名称、高水位、低水位及び平水位
- へ 河川、地下鉄、地下道等管渠を横断する主要な施設の位置及び名称
- ト 流域関連公共下水道にあっては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道のうち、当該流域関連公共下水道から流入する下水を排除する排水施設及びポンプ施設並びに処理施設の位置、形状並びに名称
- チ 縮尺、凡例及び基準地盤高と東京湾中等潮位の関係

⑥ 処理施設及びポンプ施設の平面図、水位関係図及び構造図

(i) 平面図

規則第4条第3号の処理施設及びポンプ施設の平面図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺2千分の1以上の平面図とする。

- イ 処理施設及びポンプ施設の名称及び敷地の境界線
- ロ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の位置、形状、寸法及び名称
- ハ 既設の処理施設又はポンプ施設の位置
- ニ 方位、縮尺及び凡例

(ii) 水位関係図

規則第4条第3号の処理施設及びポンプ施設の水位関係図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺縦2百分の1以上、横2千分の1以上の断面図とする。

- イ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の位置、形状、天端、底高及び名称
- ロ 下水の時間最大水量に対する最高水位
- ハ ポンプ室の床高
- ニ 地盤面の位置及び地盤高
- ホ 下水の放流先の名称、計画高水位（計画高水位がない場合は既往最高水位）低水位及び平水位
- へ 縮尺及び基準地盤面と東京湾中等潮位との関係

(iii) 構造図

規則第4条第3号の処理施設及びポンプ施設の構造図は少なくとも次の事項を記載した縮尺5百分の1以上の平面図、断面図、その他の図面とする。

- イ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の形状、寸法、配置及び名称
- ロ 縮尺

⑦ 下水の放流先の状況を明らかにする図面

規則第4条第4号の下水の放流先の状況を明らかにする図面は、下水道計画一般図により表すこととする。

⑧ その他の書類及び図面

規則第4条第5号のその他の書類及び図面には施設の設置及び機能の維持に関する中長期的な方針を示す次の書類を含むものとする。

イ 施設の設置に関する方針（様式1）

「施設の設置に関する方針」には、事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連して、施設の整備水準の現状及び中長期目標、事業の重点化・効率化の方針、中期目標を達成するための主要な事業を、主要な施策ごとに記載する。

主要な施策については、事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連する施策を記載することとし、「汚水処理」「浸水対策」「高度処理」「合流式下水道の改善」「汚泥の再生利用」等に分けて記載する。

整備水準については、現在の水準、概ね10年後の目標（中期目標）、最終的な目標（長期目標）に分けて記載する。

事業の重点化・効率化の方針としては、事業実施の優先順位の考え方や人口減少等を踏まえた施設規模の見直し、施設の統廃合、ハード・ソフトによる総合的な取組等を記載する。

ロ 施設の機能の維持に関する方針（様式2）

「施設の機能の維持に関する方針」として、主要な施設の劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画、当該点検・調査の診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準及び改築事業の概要、施設の長期的な改築の需要見通しを記載する。

⑨ 令第4条各号に掲げる事項を記載した書類には、これらの事項のほか、これらの事項を明らかにし、又はこれらの事項を補足する次に掲げる事項を記載し、又は添付すること。

(i) 令第4条第1号の予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地利用の状況については、

イ 予定処理区域及びその決定の理由

ロ 管渠、処理施設及びポンプ場の位置の決定の理由

ハ 管渠及びポンプ場の能力の決定の理由（地下街等都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であって、排除すべき雨水の量を特別に見込む区域に限る。）

(ii) 令第4条第2号の計画下水量及びその算出の根拠については、

イ 人口及び人口密度並びにこれらの推定の根拠

ロ 一人一日当たりの汚水の量及びその推定の根拠

- ハ 家庭下水、工場排水、地下水等の量及びこれらの推定の根拠
 - ニ 降雨量（降雨強度公式を含む。）及びその決定の理由（主要な浸水被害の状況を含む。）
 - ホ 流出係数及びその決定の理由（計画に貯留・浸透施設による下水管渠への流入抑制を見込んでいる場合はその根拠を含む。）
 - ヘ 主要な管渠の流量計算及びポンプ場の容量計算
- (iii) 令第4条第3号の公共下水道からの放流水及び処理施設において処理すべき、又は流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の予定水質並びにその推定の根拠については、
- イ 一般家庭下水の予定水質、汚濁負荷量及びその推定の根拠
 - ロ 工場排水の取扱い方針及び受け入れ工場排水の予定水質及び汚濁負荷量並びにその推定の根拠
 - ハ 除害施設設置基準及びその決定の理由
 - ニ 処理の対象外とする工場及び対象外とする理由
 - ホ 計画放流水質及びその算定根拠
 - ヘ 処理方法並びに各処理施設における計画汚濁負荷量及びその決定の理由
 - ト 処理施設の容量計算
 - チ 合流式下水道の改善に係る全体計画における主要な施設の概要、年間総流出BOD負荷量、当該合流式下水道を分流式に置き換えた場合の年間総流出BOD負荷量並びにその算定根拠
 - リ BOD、T-N、T-Pに係る処理方法で令第5条の5第1項第2号の表に掲げる方法及び別表1に掲げる方法以外の処理方法を事業計画に位置づける場合は、【別添2】で定める評価方法に基づき評価した結果
- (iv) 令第4条第4号の下水の放流先の状況については、
- イ 下水の放流先の平水位及び低水位、低水量の現状及び将来の見通し並びに名称
 - ロ 下水の放流先の現状水質及び測定時の流量並びに水質環境基準が定められている場合には当該水質環境基準の類型
 - ハ 下水の放流先近傍における水利用の現況及びその見通し
 - ニ 下水処理による水質の向上の見通し
- ただし、イ、ロ、ニについては、流域別下水道整備総合計画が定められている場合には不要である。
- (v) 令第4条第5号の毎会計年度の工事費（維持管理に要する費用を含む。）の予定額及びその予定財源については、下水道事業に関する財政計画書とする。（様式3）

(3) 事業計画の変更

- ① 事業計画の変更の書類（事業計画書、添付書類、図面）は、その変更の内容（変更の理由を含む。）を明らかにするために必要な限度において記載することをもって足り、その変更に関係のない部分については、改めて記載することを要しない。
- ② 事業計画書は、変更後の内容を黒で、変更前の内容を赤で併記すること。

(4) 都道府県知事の行う事業計画の協議

法第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）に基づき都道府県知事が事業計画の協議を受けた場合において、国土交通省において全国的な見地から統一的に情報を把握する必要がある事項（例えば合流式下水道の改善、計画放流水質の策定、事業計画の策定・変更の時期、概要等）について、定期的に報告いただくようお願いする。

4. 流域下水道の事業計画について

(1) 環境大臣への意見聴取又は通知のために必要な書類

法第25条の11第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）に基づき国土交通大臣が事業計画の協議を受けた場合又は同条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）に基づき国土交通大臣が事業計画の届出を受けた場合には、令第17条の8に定める場合を除き、国土交通大臣は、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見を聴き、又は当該届出の内容を環境大臣に通知することになっているので、流域下水道管理者は、事業計画の協議又は届出を行うに当たっては、事業計画書及び下水道計画一般図の写しを一部添付すること。

(2) 事業計画の作成

① 管渠調書

規則第18条柱書きの別記様式第15第3表の管渠調書において、「点検箇所の数」の欄は、令第5条の12第1項第3号に基づく点検を行うためのマンホールの数を記載することとする。

② 下水道計画一般図

規則第18条第1号の下水道計画の一般図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺5万分の1以上の地形図とし、できる限り一面とすること。

- イ 市区町村名及びその境界線
- ロ 流域関連公共下水道の予定処理区域の境界線及び名称
- ハ 管渠の位置及び名称、吐口の位置並びに下水の放流先の名称
- ニ 処理施設及びポンプ施設の位置及び名称
- ホ 流域関連公共下水道との接続箇所の位置
- ヘ 市街化区域（市街化区域を定めていない場合にあっては既成市街地及

- び市街化が予想される区域とする。以下同じ。)の境界線
- ト 放流水の影響があると推定される水域につき水質環境基準が定められている場合には、当該水質環境基準の類型、類型指定区間の範囲並びに水質基準点の位置及び名称
 - チ 当該水域の利水の状況（利水地点等）
 - リ 方位、縮尺及び凡例

③ 排水施設の平面図

規則第 18 条第 2 号の排水施設の平面図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺 1 万分の 1 以上の平面図とする。

- イ 市区町村名及びその境界線
- ロ 流域関連公共下水道の予定処理区域の境界線
- ハ 流域関連公共下水道との接続箇所的位置並びに当該流域関連公共下水道の処理分区の境界線及び名称
- ニ 等高線
- ホ 管渠の位置、形状、内のり寸法、勾配、縦断面図との対照番号及び区間距離並びに下水の流れの方向
- ヘ 令第 5 条の 12 第 1 項第 3 号に基づく点検を行うためのマンホールの位置
- ト 主要な管渠を補完する貯留施設の位置、形状、能力、当該貯留施設への下水の流れの方向及び貯留施設からの下水の流れの方向
- チ 吐口の位置及び名称並びに下水の放流先の名称
- リ 処理施設及びポンプ施設の位置及び名称
- ヌ 流域関連公共下水道の予定処理区域内の主な道路、河川、鉄道等の位置及び名称
- ル 市街化区域の境界線
- ヲ 放流水の影響があると推定される水域につき水質環境基準が定められている場合には、当該水質環境基準の類型、類型指定区間の範囲並びに水質基準点の位置及び名称
- ワ 流域下水道の既設の排水施設の位置及び既設の流域関連公共下水道の排水施設により下水の排除が可能である区域の境界線
- カ 方位、縮尺及び凡例

④ 排水施設の縦断面図

規則第 18 条第 2 号の排水施設の縦断面図は、次に掲げる事項を記載した縮尺縦 2 百万分の 1 以上、横 1 万分の 1 以上の縦断面図とする。

- イ 管渠の位置、形状、内のり寸法、勾配、平面図との対照番号、区間距離、追加距離、管渠底高及び土かぶり
- ロ 地盤面の位置及び地盤高

- ハ マンホールの位置
 - ニ 流入管渠の位置、形状、内のり寸法、管渠底高及び番号
 - ホ 下水の放流先の名称、計画高水位（計画高水位がない場合は既往最高水位）低水位及び平水位
 - へ 河川、地下鉄、地下道等管渠を横断する主要な施設の位置及び名称
 - ト 縮尺、凡例及び基準地盤面と東京湾中等潮位との関係
- ⑤ 処理施設及びポンプ施設の平面図、水位関係図及び構造図
- (i) 平面図
 - 規則第 18 条第 3 号の処理施設及びポンプ施設の平面図は、少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺 2 千分の 1 以上の平面図とする。
 - イ 処理施設及びポンプ施設の名称及び敷地の境界線
 - ロ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の位置、形状、寸法及び名称
 - ハ 既設の処理施設又はポンプ施設の位置
 - ニ 方位、縮尺及び凡例
 - (ii) 水位関係図
 - 規則第 18 条第 3 号の処理施設及びポンプ施設の水位関係図は少なくとも次に掲げる事項を記載した縮尺縦 2 百分の 1 以上、横 2 千分の 1 以上の断面図とする。
 - イ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の位置、形状、天端、底高及び名称
 - ロ 下水の時間最大水量に対する最高水位
 - ハ ポンプ室の床高
 - ニ 地盤面の位置及び地盤高
 - ホ 下水の放流先の名称、計画高水位（計画高水位がない場合は既往最高水位）低水位及び平水位
 - へ 縮尺、基準地盤面と東京湾中等潮位との関係
 - (iii) 構造図
 - 規則第 18 条第 3 号の処理施設及びポンプ施設の構造図は少なくとも次の事項を記載した縮尺 5 百分の 1 以上の平面図、断面図その他の図面とする。
 - イ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の形状、寸法、配置及び名称
 - ロ 縮尺
- ⑥ 下水の放流先の状況を明らかにする図面
- 規則第 18 条第 4 号の下水の放流先の状況を明らかにする図面は、下水道計画一般図により表すこととする。

⑦ その他の書類及び図面

規則第 18 条第 5 号のその他の書類及び図面には施設の設置及び機能の維持に関する中長期的な方針を示す次の書類を含むものとする。

イ 施設の設置に関する方針（様式 1）

「施設の設置に関する方針」には、事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連して、施設の整備水準の現状及び中長期目標、事業の重点化・効率化の方針、中期目標を達成するための主要な事業を、主要な施策ごとに記載する。

主要な施策については、事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連する施策を記載することとし、「汚水処理」「浸水対策」「高度処理」「合流式下水道の改善」「汚泥の再生利用」等に分けて記載する。

整備水準については、現在の水準、概ね 10 年後の目標（中期目標）、最終的な目標（長期目標）に分けて記載する。

事業の重点化・効率化の方針としては、事業実施の優先順位の考え方や人口減少等を踏まえた施設規模の見直し、施設の統廃合、ハード・ソフトによる総合的な取組等を記載する。

ロ 施設の機能の維持に関する方針（様式 2）

「施設の機能の維持に関する方針」として、主要な施設の劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画、当該点検・調査の診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準及び改築事業の概要、施設の長期的な改築の需要見通しを記載する。

⑧ 令第 17 条の 6 各号に掲げる事項を記載した書類には、これらの事項のほか、これらの事項を明らかにし、又はこれらの事項を補足する次に掲げる事項を記載し、又は添付すること。

(i) 令第 17 条の 6 第 1 号の流域関連公共下水道の予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地利用の状況については、

イ 流域関連公共下水道の予定処理区域及びその決定の理由

ロ 管渠、処理施設及びポンプ場の位置の決定の理由

(ii) 令第 17 条の 6 第 2 号の計画下水量及び流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の量並びにその算出の根拠については、

イ 人口及び人口密度並びにこれらの推定の根拠

ロ 一人一日当たりの汚水の量及びその推定の根拠

ハ 家庭下水、工場排水、地下水等の量及びこれらの推定の根拠

ニ 管渠及びポンプ場の流量計算及び容量計算

(iii) 令第 17 条の 6 第 3 号の流域下水道からの放流水及び処理施設において処理すべき、下水及び流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の予定水質並びにその推定の根拠については、

- イ 一般家庭下水の予定水質、汚濁負荷量及びその推定の根拠
- ロ 工場排水の取扱方針及び受け入れ工場排水の予定水質及び汚濁負荷量並びにその推定の根拠
- ハ 流域関連公共下水道に係る除害施設の設置基準及びその決定の理由
- ニ 処理の対象外とする工場及び対象外とする理由
- ホ 計画放流水質及びその算定根拠
- へ 処理方法並びに各処理施設における計画汚濁負荷量及びその決定の理由
- ト 処理施設の容量計算
- チ 合流式下水道の改善に係る全体計画における主要な施設の概要、年間総流出 BOD 負荷量、当該合流式下水道を分流式に置き換えた場合の年間総流出 BOD 負荷量並びにその算定根拠
- リ BOD、T-N、T-P に係る処理方法として令第 5 条の 5 第 1 項第 2 号の表に掲げる方法及び別表 1 に掲げる方法以外の処理方法を事業計画に位置づける場合は、【別添 2】で定める評価方法に基づき評価した結果

(iv) 令第 17 条の 6 第 4 号の下水の放流先の状況については、

- イ 下水の放流先の平水位及び低水位、低水量の現状及び将来の見通し並びに名称
- ロ 下水の放流先の現状水質及び測定時の水質環境基準が定められている場合には当該水質環境基準の類型
- ハ 下水の放流先近傍における水利用の現況及びその見通し
- ニ 下水処理による水質の向上の見通し

ただし、イ、ロ、ニについては、当該下水道事業に係る流域別下水道整備総合計画が定められている場合は不要である。

(v) 令第 17 条の 6 第 5 号の毎会計年度の工事費（維持管理に要する費用を含む。）の予定額及びその予定財源については、流域下水道事業に関する財政計画書とする。（様式 3）

(vi) 令第 17 条の 6 第 6 号の関係市町村の意見の概要については当該計画に関する意見書とする。

(3) 事業計画の変更

① 事業計画の変更の書類（事業計画書、添付書類、図面）は、その変更の内容（変更の理由を含む。）を明らかにするために必要な限度において記載することをもちって足り、その変更に関係のない部分については、改めて記載することを要しない。

② 事業計画書は、変更後の内容を黒で、変更前の内容を赤で併記すること。

附 則

(施行期日)

- 1 本運用は、平成 27 年 11 月 19 日から施行する。
- 2 「下水道法に基づく事業計画の運用について」(平成 24 年 3 月 27 日付け国
水下水事第 63 号) は、廃止する。

【別添1】処理方法と計画放流水質の区分について

1. 令第5条の5第1項第2号の表の各区分に掲げる方法と同程度に下水を処理することができる方法は、区分ごとに以下のとおりとする。

①BOD(mg/l)：10を超え15以下

- ・オキシデーションディッチ法
- ・長時間エアレーション法
- ・回分式活性汚泥法
- ・酸素活性汚泥法
- ・好気性ろ床法
- ・接触酸化法

②BOD(mg/l)：10を超え15以下、T-N(mg/l)：20以下

- ・硝化内生脱窒法
- ・ステップ流入式多段硝化脱窒法
- ・高度処理オキシデーションディッチ法

2. 上記整理を踏まえ、処理方法と適合する計画放流水質区分の関係は、別表1のとおりである。

【別添 2】

令第5条の5第1項第2号の表の各区分に掲げる方法及び別表1に掲げる方法以外の処理方法については、以下の評価方法に基づき区分を決定するものとする。

1. 既存施設に関する評価方法

- ・既存施設を「BOD(mg/l) : 10 を超え 15 以下」の区分とする場合は、別表2「評価1」のとおりとする。なお、既存施設を処理方法の変更を行わず、増設、改築する場合も同様とするが、既に既存施設が評価を受けている場合は改めて評価を受ける必要はない。
- ・既存施設を「BOD(mg/l) : 10 を超え 15 以下」の区分以外の区分とする場合は、別表2「評価2」のとおりとする。なお、既存施設を処理方法の変更を行わず、増設、改築する場合も同様とするが、既に既存施設が評価を受けている場合は改めて評価を受ける必要はない。

2. 新設施設（既存施設を処理方法の変更を行わず増設する場合を除く。以下同じ。）に関する評価方法

- ・新設施設において、既に他処理場で実績のある方法を「BOD(mg/l) : 10 を超え 15 以下」の区分とする場合は、別表2「評価3」のとおりとする。
- ・新設処理場において、既に他処理場で実績のある方法を「BOD(mg/l) : 10 を超え 15 以下」の区分以外の区分とする場合は、別表2「評価4」のとおりとする。
- ・新設施設において、実績のない方法を採用する場合は、別表2「評価5」のとおりとする。

(様式1) 施設の設置に関する方針

主要な施策 (事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連するものを記載)	整備水準			事業の 重点化・効率化 の方針	中期目標を 達成するための 主要な事業	備考
	指標等	現在 (平成○年度末)	中期目標 (平成○年度末)			
汚水処理						
浸水対策						
高度処理						
合流式 下水道の 改善						
汚泥の 再生利用						
その他						

(様式2) 施設の機能の維持に関する方針

a) 主要な施設に係る主な措置

i) 劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画

主要な施設	点検・調査の頻度
管渠施設	
汚水・雨水ポンプ施設	
水処理施設	
汚泥処理施設	

ii) 診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準

主要な施設	修繕・改築の判断基準
管渠施設	
汚水・雨水ポンプ施設	
水処理施設	
汚泥処理施設	

iii) 改築事業の概要（平成〇〇年度～平成〇〇年度）

主要な施設	改築事業の概要
管渠施設	
汚水・雨水ポンプ施設	
水処理施設	
汚泥処理施設	

b) 施設の長期的な改築の需要見通し

改築の需要見通し (年当たりの概ねの事業規模の試算)	試算年次	試算の前提条件

(様式3) 財政計画書

(単位:千円)

年次	イ 経費の部								
	建設改良費					起債元利償還費	維持管理費	その他	合計
	管渠	ポンプ場	処理場	計	うち 用地費				
〇〇年度									
合計									

記載要領

1. 流域関連公共下水道は、「建設改良費」の欄に建設費負担金、「維持管理費」の欄に管理運営費負担金を含む。
2. 「起債元利償還費」の欄には、企業債取扱諸費を含む。

(単位:千円)

年次	ロ 財源の部										
	建設改良費						維持管理費及び起債元利償還費				合計
	国費	起債	他会計 繰入金	受益者 負担金	その他	計	下水道 使用料 ※	他会計 繰入金	その他	計	
〇〇年度											
合計											
下水道使用料※関連事項	接続率:〇%(〇年度:初年度) → 〇%(〇年度:最終年度)										
	講じる対策:										
	有収率:〇%(〇年度:初年度) → 〇%(〇年度:最終年度)										
	講じる対策:										
その他の講じる対策											

記載要領

1. 「建設改良費」の「その他」の欄には、工事費負担金、都道府県補助金等を記載する。なお、流域下水道は建設費負担金を含んで記載する。
2. 「維持管理費及び起債元利償還費」の「その他」の欄には、都道府県補助金、積立金取り崩し額等を記載する。なお、流域下水道は管理運営費負担金を含んで記載する。
3. 下水道使用料については、最近の有収水量の動向、国立社会保障・人口問題研究所等による人口・世帯数の見通し、企業立地の見通し等を踏まえた上で算定すること。
4. 「下水道使用料※関連事項」の講じる対策の記載にあたっては、「下水道経営改善ガイドライン(平成26年6月、国土交通省・(公社)日本下水道協会)」等も必要に応じ参照すること。
5. 「下水道使用料※関連事項」の「その他の講じる対策」の欄には、例えば、下水道使用料の見直し検討や徴収対策の取組について記載する。

【別表 1】

処理方法	計画放流水質 (単位 mg/L)		生物化学的 酸素要求量				窒素含有量				燐含有量			
			一〇以下		一〇を超え 二十以下		一〇を超え 二十以下		二〇以下		一〇を超え 一五以下		一〇を超え 一五以下	
			一以下	一を超え三以下	一以下	一を超え三以下	三以下	三以下	三以下	三以下	三以下	三以下	三以下	三以下
標準活性汚泥法等 ^{注1)}														◎
急速濾過法を併用									◎					○
凝集剤を添加												○	○	
凝集剤を添加，急速濾過法を併用							○	○	○			○	○	
循環式硝化脱窒素法等 ^{注2)}											◎			○
有機物を添加											○			○
急速濾過法を併用						◎			○		○			○
凝集剤を添加										◎	○	○	○	
有機物を添加，急速濾過法を併用				◎		○			○		○			○
有機物を添加，凝集剤を添加											○	○	○	○
凝集剤を添加，急速濾過法を併用					◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○
有機物及び凝集剤を添加，急速濾過法を併用			◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
嫌気好気活性汚泥法														◎
急速濾過法を併用										◎	○			○
凝集剤を添加														○
凝集剤を添加，急速濾過法を併用								◎	○	○				○
嫌気無酸素好気法											◎	◎	◎	○
有機物を添加											○	○	○	○
急速濾過法を併用						◎	◎		◎	○	○	○	○	○
凝集剤を添加											○	○	○	○
有機物を添加，急速濾過法を併用				◎	◎		○	○		○	○	○	○	○
有機物を添加，凝集剤を添加											○	○	○	○
凝集剤を添加，急速濾過法を併用						◎	○	○	◎	○	○	○	○	○
有機物及び凝集剤を添加，急速濾過法を併用			◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
循環式硝化脱窒素型膜分離活性汚泥法					◎								○	○
凝集剤を添加			◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注1) 標準活性汚泥法等とは，以下の7つの方法を指す。標準活性汚泥法，オキシデーショナルディッチ法，長時間エアレーション法，回分式活性汚泥法，酸素活性汚泥法，好気性ろ床法，接触酸化法

注2) 循環式硝化脱窒素法等とは，以下の4つの方法を指す。循環式硝化脱窒法，硝化内生脱窒法，ステップ流入式多段硝化脱窒法，高度処理オキシデーショナルディッチ法

◎ 令第5条の5第1項第2号に示された処理方法

【別表2】

項目	評価1	評価2	評価3	評価4	評価5
実証実験実施期間	連続する1年間以上	連続する1年間以上	連続する1年間以上	連続する1年間以上	連続する1年間以上
実証実験実施場所	実施設	実施設	実施設またはパイロットプラント	実施設またはパイロットプラント	パイロットプラント
実施設	不問 ※設計値の1/2未満の場合は、1/2以上に達した時点で再評価を実施	設計値の1/2以上	設計値の1/2以上	設計値	
パイロットプラント					
水質条件等	当該箇所の水質	当該箇所の水質	設計値	設計値	設計値
測定頻度	日間平均：月2回以上	日間平均：月2回以上	適用しようとする箇所の流入水質、負荷変動等の類似性を確保	適用しようとする箇所の流入水質、負荷変動等の類似性を確保	一般的な流入水質、負荷変動等の類似性を確保
測定項目	日間平均：月2回以上 水温、pH、BOD、SS	日間平均：月2回以上 水温、pH、BOD、SS 必要に応じて、T-N、T-P	日間平均：月2回以上 水温、pH、BOD、SS	日間平均：月2回以上 水温、pH、BOD、SS 必要に応じて、T-N、T-P	日間平均：月2回以上 水温、pH、BOD、SS 必要に応じて、T-N、T-P 外部評価委員会が要求する項目
測定頻度	日間平均：月2回以上 日間変動：時間変動3ヶ月に1回以上	日間平均：月2回以上 日間変動：時間変動3ヶ月に1回以上	日間平均：月2回以上 日間変動：時間変動3ヶ月に1回以上	日間平均：月2回以上 日間変動：時間変動3ヶ月に1回以上	日間平均：月2回以上 日間変動：時間変動3ヶ月に1回以上
測定項目	水温、pH、BOD、SS	水温、pH、BOD、SS T-N、T-Pを評価する場合T-N、T-P	水温、pH、BOD、SS	水温、pH、BOD、SS T-N、T-Pを評価する場合T-N、T-P	水温、pH、BOD、SS T-N、T-Pを評価する場合T-N、T-P 外部評価委員会が要求する項目
外部評価	不要	不要	不要	不要	必要
評価方法	測定した放流水質の日間平均値が設定しようとする計画放流水質を越えないこと	測定した放流水質の日間平均値が設定しようとする計画放流水質を越えないこと	測定した放流水質の日間平均値が設定しようとする計画放流水質を越えないこと	測定した放流水質の日間平均値が設定しようとする計画放流水質を越えないこと	測定した放流水質の日間平均値が設定しようとする計画放流水質を越えないこと、かつ、外部評価委員会の評価を受けること